

令和2年度 第9回定例教育委員会 会議録

- 1 **と き** 令和2年12月23日（水）14:00～14:45
- 2 **と ころ** 大垣市武道館3階 第2会議室
- 3 **出席委員** 山本譲教育長、河合保孝委員、堀哲也委員、山川隆司委員、平野晶子委員
- 4 **事務局** 寺嶋事務局長、山下庶務課長、渡邊学校教育課長、神谷教育総合研究所長、堀社会教育スポーツ課長、中井文化振興課長、中山南部北部上石津学校給食センター所長、加代図書館長、吉安庶務課主幹 天野庶務課主査

5 **傍聴者** なし

6 **議 題**

- 議第44号 大垣市留守家庭児童教室の設置等に関する条例施行規則の一部改正について
- 議第45号 大垣市少年支援員設置規則の廃止について
- 議第46号 大垣市の文化財の指定に関し諮問を求めることについて
- 議第47号 弁明書（情報公開請求）について
- 報第 8号 専決処分の報告について
- 報第 9号 専決処分の報告について
- 報第10号 専決処分の報告について

報告事項

- 1 令和2年第4回大垣市議会定例会の報告について
- 2 特別支援学校へ入学・転学する児童・生徒について
- 3 先端技術を活用した教育・学習環境の充実に向けた連携協力に関する協定について
- 4 寄附採納について
- 5 その他

7 その他

議第47号については、事務局は担当課（庶務課）のみ出席し、14時40分～14時45分に非公開にて開催した。

開会 14:00

発言者	発言内容
山本 教育 長	それでは、ただいまより、令和2年度第9回定例教育委員会を開催します。 はじめに、前回会議録の承認を求めます。会議録については、既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容についてご異議ございませんか。 ＜異議なしの声＞ ないようですので、前回会議録について原案のとおり承認いたします。
山本 教育 長	本日の委員会は、公開事案と非公開事案の両方がありますので公開事案から審議したいと思います。それでは、本日は傍聴人の方がいらっしゃいませんので、これより、議事に入ります。 はじめに、議第44号「大垣市留守家庭児童教室の設置等に関する条例施行規則の一部改正について」説明をお願いいたします。
堀 社会教 育スポーツ 課長	議第44号「大垣市留守家庭児童教室の設置等に関する条例施行規則の一部改正について」 ＜別紙資料にて説明＞
河合 委員	申請書の印鑑をなくそうという動きがある中で、これを見るとまだ押印の部分がありますが、これは廃止する方向ではないのですか。
堀 社会教 育スポーツ 課長	今のところ、市全体での明確な指示はございませんので、市全体で取り組むことになった場合に、押印の部分を取らせていただくことになると思います。
山本 教育 長	委員からのご指摘の通り、印鑑をなくそうという方向で市全体は動いておりますが、実態把握をしている段階ですので、今後指示がありましたら対応することになると思います。 議題44号議案について、承認してよろしいですか。 ＜異議なしの声＞ 議題44号議案は承認されました。 それでは次に、議第45号「大垣市少年支援員設置規則の廃止について」説明をお願いいたします。
神谷 教育 総合研究所 長	議第45号「大垣市少年支援員設置規則の廃止について」 ＜別紙資料にて説明＞

発言者	発言内容
山本 教育 長	<p>議題45号議案について、承認してよろしいですか。</p> <p>＜異議なしの声＞</p> <p>議題45号議案は承認されました。</p> <p>それでは次に、議第46号「大垣市の文化財の指定に関し諮問を求めることについて」説明をお願いいたします。</p>
中井 文化 振興課長	<p>議第46号「財産の取得に関する意見の提出について」</p> <p>＜別紙資料にて説明＞</p>
山本 教育 長	<p>長い間、東小学校の校長室にあったもので、修復をして今はスイトピアの収蔵庫に保管しております。</p> <p>議題46号議案について、修正して承認してよろしいですか。</p> <p>＜異議なしの声＞</p> <p>議題46号議案は承認されました。</p> <p>それでは次に、専決処分の報告に移ります。</p> <p>報第8号、報第9号、報第10号「専決処分の報告について」説明をお願いいたします。</p>
山下 庶務 課長	<p>報第8号、報第9号、報第10号「専決処分の報告について」</p> <p>＜別紙資料にて説明＞</p>
山川 委員	<p>中学校である生徒が感染した場合、同じクラスの子どもたちはどうなるのですか。その時の対応は決まっているのですか。</p>
山下 庶務 課長	<p>PCR検査で陽性になった子どもの濃厚接触者が誰かということ保健所で調査して検査しますので、それまでの間は休業になると思います。</p>
山川 委員	<p>例えば、そのクラスで何人か出たときの対応は決まっているのでしょうか。</p>
山本 教育 長	<p>やはり状況によりまして、興文中学校の時も、他にも陽性者が出るかもしれないし、出た場合には、全学年を休業にしていくのが良いのか、当該学年だけ、あるいは学級だけ休業にしていくのが良いのか検討しましたが、今後もその辺は、保健所と相談しながら対応していくという形になっていくと思います。</p>
山川 委員	<p>大体決まっていればいいのですが、ある学校で、クラスを跨いで感染して、その後、先生も感染して、その時の対応が遅れてしまったので、ク</p>

発言者	発言内容
	<p>ラスターが増えてしまったと聞いております。次に感染者が出たらどうするかまで決めておかないと、PCR検査の結果が戻ってきた時点で教育委員会として判断をしないといけなくなります。濃厚接触者の対応とか、消毒の対応も含めて保健所にマニュアルがありますので、それに従えばいいと思いますが、教育委員会としてどう対応するかというのは、県で決められているのでしょうか。</p>
山本 教育長	<p>状況によって対応も異なりますので、実際その都度判断をせざるを得ない状況です。</p>
山川 委員	<p>PCR検査が出た時点ですぐ対応しなければいけませんので、シミュレーションしておいていただけるといいかと思います。</p>
河合 委員	<p>私の会社でもマニュアルを作ったばかりなんですけれども、うちの社員が陽性の場合や濃厚接触者になった場合、陽性の人は当然隔離されますが、濃厚接触者でPCR検査が陰性だった場合も、濃厚接触者として2週間は会社に出社してはダメだと保健所から言われています。</p> <p>そうした場合、給料の手当てが変わってきます。陽性の場合、国から補填が出ますが、濃厚接触者で陰性の場合には、会社から出社するなどは言えないのですが、保健所からは出社してはダメと言われており、そうすると、リモートで仕事をするしかないのですが、まだわが社ではリモート設備が整っていないので、そうすると出社しないで欲しいということになると、会社が給料を補填しなければならない形になります。その場合、計算方法も違ってくるのですが、こういったことも公務員の場合は、ルール化されているのでしょうか。</p>
渡邊 学校教育課長	<p>教員の場合、濃厚接触者になった場合についての対応というのは、2週間状況に応じて特別休暇にするとか、職専免にするとか、県の教育委員会から指示が出ております。また、普通接触者としてPCR検査を受けて陰性だった場合については、翌日から復帰可能ということで、勤務されます。このような服務取扱いについて整備された通知が出されています。</p>
河合 委員	<p>わが社は民間の企業なので、濃厚接触者で陰性の場合、2週間ダメなんですけれども、この場合、会社から休みなさいとは言えず、保健所の指示もあり出てきても困り、だからといって、リモートも出来ないで、結局本人は陰性でありながら自宅で待機するということになると、会社としては6割の給料補償をしなければならないということにな</p>

発言者	発言内容
	ります。もし本人が有給休暇の申請をしたら、通常の職務と同じように賃金を払うということになるので、この辺のところは、公務員と民間では違うのかもしれませんが、わが社でも、ようやく社内統一したものが出来上がりました。明日全社員を集めて説明するのですが、そういった給料面についてもしっかりと把握しておくべきだと思います。
山川 委員	入試に関して以前相談を受けたのですが、大学は試験日に濃厚接触者だと試験に行ってはいけないことになっていて、大学によっては、別日に受験をするシステムがありますが、別日がない大学はたくさんあって、面接のみで受験する場合には、濃厚接触者になったら受験資格がなくなり非常に困るので、濃厚接触者にならないよう生徒に指導しているそうです。 中学校も高校受験では、インフルエンザだと隔離して受験をしなければいけないというルールがありますが、コロナに関してもルールが必要だなと思います。
山本 教育長	入試について現時点で分かっている事の報告をお願いします。
渡邊 学校教育課長	現時点で分かっている事は、今年は、通常の入試と発表の間に1日別途そういう子のための入試日が設けられております。さらに体調不良の場合の対応については、別室で受験するなど、ケースに分けて説明されております。具体的には、明日の説明会で話を聞く予定になっております。
山川 委員	大学は結構シビアで、その時に受験できなければダメという大学もたくさんあると聞いていたので違いますね。
渡邊 学校教育課長	基本的には入試の機会を奪わないという方向で進められております。
山本 教育長	それでは次に、報告事項に移ります。 報告事項1「令和2年第4回大垣市議会定例会の報告について」説明をお願いいたします。
山下 庶務課長	報告事項1「令和2年第4回大垣市議会定例会の報告について」 ＜別紙資料にて説明＞
山本 教育長	次に、報告事項2「特別支援学校へ入学・転学する児童・生徒について」説明をお願いいたします。
渡邊 学校教育課長	報告事項2「特別支援学校へ入学・転学する児童・生徒について」 ＜別紙資料にて説明＞

発言者	発言内容
山本 教育 長	次に、報告事項3「先端技術を活用した教育・学習環境の充実に向けた連携協力に関する協定について」説明をお願いいたします。
神谷 教育 総合研究所 長	報告事項3「先端技術を活用した教育・学習環境の充実に向けた連携協力に関する協定について」 ＜別紙資料にて説明＞
山本 教育 長	次に、報告事項4「寄附採納について」説明をお願いいたします。
山下 庶務 課長	報告事項4「寄附採納について」 ＜別紙資料にて説明＞
山本 教育 長	次に、「その他」でございますが、事務局の方からお願いいたします。
山下 庶務 課長	令和3年度 大垣市教育委員会の行事等スケジュール(案)について ＜別添資料にて説明＞
河合 委員	中学校の卒業式の日程が未定なんですけれども、まだ決まっていますか。
渡邊 学校 教育課長	来年になりませんと入試日程がはっきりしませんので、まだ分からない状態です
河合 委員	興文中学校の同窓会長やっております、その前日が同窓会の入会式がありますので、分かりましたら教えてください。
山本 教育 長	このほか、全体を通じて、何かございましたら、ご発言をお願いいたします。 特に、ご発言もないようですので、本日の公開案件はこれで終了させていただきます。
山下 庶務 課長	ありがとうございます。本日の公開案件はここまでとなっております。続きまして、非公開の案件に入る前に、報告者以外の所属長におかれましてはここで退出となります。 ＜報告者以外の所属長退出＞ それでは、非公開の案件に入りたいと思います。よろしく申し上げます。
山本 教育 長	これよりの議案は、大垣市情報公開条例第6条第2号に規定する個人に関する情報が含まれるため、これについて、非公開としたいと思います。議第47号「弁明書(情報公開請求)について」非公開としてよろしいか。 ＜異議なしの声＞

発言者	発言内容
	それでは、議第47号「弁明書（情報公開請求）について」説明をお願いいたします。
山下 庶務 課長	議第47号「弁明書（情報公開請求）について」 ＜別紙資料にて説明＞
山本 教育 長	議第47号議案について、承認してよろしいですか。 ＜異議なしの声＞ 議第 47 号議案は承認されました。
山本 教育 長	それでは第9回の定例教育委員会を、以上で終わります。
山下 庶務 課長	＜次回開催＞ と き 令和3年1月27日（水）13:30～ と ころ 大垣市立東小学校

閉会 14:45